

(21.5.29)

本臨時会の開会以来、議員の皆様におかれましては、連日熱心に御審議いただきまして、まことにありがとうございます。

ただ今議題となりました第12号議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第12号議案は、職員の給与等に関する条例等一部改正の案件でありまして、去る5月15日に京都府人事委員会から、「平成21年6月に支給する期末手当等に関する報告及び勧告」を受けましたので、その趣旨を尊重し、臨時の措置として6月に支給する期末手当等の額を一部凍結するなどの関係条例の改正を行おうとするものであります。

以上が、ただ今議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。